

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条により、本校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に定めたものです。

はじめに

いじめは、児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

また、「いじめは、どの学校・どの学級・どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるものである」という認識を共有し、児童の尊厳を保持することを目的に、家庭、地域住民、教育委員会、その他の機関及び関係者との連携のもと、学校全体で未然防止、早期発見、早期対応に全力で取り組みます。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第 2 条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

(2) いじめ防止等に対する理念

家庭、地域との連携を図り、「いじめをしない、させない、見逃さない、放っておかない」という姿勢で日々指導に当たる。

- ・ いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行う。
- ・ 自他のいのちを大切に、互いに尊重し合うことができる態度を育成する。
- ・ 児童が明日も来なくなる学校、保護者が通わせて安心できる学校づくりに全職員で取り組む。

(3) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第 8 条）

- ・ 児童等の保護者、地域住民、関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組む。いじめの問題への対応は、組織として適切かつ迅速に対処する。
- ・ いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめ防止対策委員会」を置く。
（校長、教頭、教務主任、くらし創りコーディネーター、養護教諭 ※その他必要に応じて担任等）
 - ・ 学校のいじめ防止基本方針に基づく年間活動計画の作成・実行
 - ・ 校内研修の企画・実施
 - ・ いじめの相談・通報の窓口となり、教職員が個別に認知した情報を収集・整理・記録して共有する。
教職員が感じた些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを進んで報告・相談できるような環境をつくる。
 - ・ いじめの疑いのある情報があった場合には、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、関係児童へのアンケート調査や聴き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定と保護者との連携等の対応をする。
 - ・ 学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについて点検を行い、PDCA サイクルで検証を行う。

(4) 児童の責務（いじめ防止対策推進法第 4 条）

- ・ いじめを行ってはなりません。
 - ・ いじめを認識しながら放置してはいけません。
 - ・ いじめは、いじめを受けた人の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解します。
- 以上について、年度当初に児童に伝え、予防に取り組む。

2 未然防止

学校生活全般を通じて、いじめの問題について触れ、いじめは絶対に許されない行為であること、いじめが心身に与える影響について理解できるようにし、学校全体にいじめを許さない雰囲気をつくる。

(1) 「いのちの教育」の推進

- ・ 公平、公正などの道徳的価値を高める授業実践
- ・ いじめをなくす取り組みについて考える学級活動
- ・ 道徳の時間を要としながら、学校教育活動全体での豊かな体験活動を通して、道徳性の育成を図る。
- ・ 「生と性の指導強化週間」を設定し、児童がいのちについて考えられるようにする。
- ・ 人権擁護委員との「人権の花」の活動に取り組み、人権について日常的に意識できるようにする。
- ・ JRC（青少年赤十字）活動に取り組み、いのちを大切にすることについて考える機会にする。

(2) 一人一人を大切にした授業づくり

- ・ 「わかった」「できた」を感じられる授業
- ・ 特別な支援を要する児童への配慮
- ・ 自尊感情を高める課題解決、問題解決学習

(3) 生徒指導の4つの視点である「自己存在感の感受」「共感的な人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を授業や学級経営に取り入れ、学校全体でチームとして取り組む。

- ・ 全員で取り組む学級活動（係活動、学級会）
- ・ 感謝し合える当番活動
- ・ 友だちの良さを認める機会（ふりかえり、帰りの会）

(4) 児童の主体的な取り組み

- ・ 「温かい丁寧な言葉」を使うことを推進
- ・ 児童会活動「あいさつ運動」
- ・ 縦割り班での異学年での活動の充実

(5) 家庭・地域との連携

学年学級懇談会、各種会議や、学校学級だより等で、「学校いじめ防止基本方針」について周知し、連携を進める。

3 早期発見

いじめに関する研修を行い、すべての職員にいじめについての正しい理解を図り、子どもの変化に敏感に気付く力、子ども達の人間関係を慎重に見抜く危機意識を高める。けんかやふざけ合いであっても、当該児童の感じる被害性に着目し、考える機会とする。

(1) 担任が一人一人とじっくり話せる場の設定

- ・ いじめアンケート (年2回)
- ・ 学校環境適応感尺度「アセス」 (年2回)
- ・ 保護者アンケート (年2回)
- ・ 教育相談 (年2回)
- ・ 保護者との個人面談 (年2回)

(2) アンテナを高くして見取る

- ・ 児童同士の呼び名（呼び捨て、気になる呼び方）
- ・ 休み時間の様子
- ・ グループでの様子
- ・ 持ち物
- ・ 教室やトイレ

(3) 情報共有

- ・ 「子どもを語る会」での児童理解
- ・ 教職員間での情報共有
- ・ 市教育委員会への状況報告（毎月）
- ・ 民生児童委員、学童クラブなど地域からの情報提供

4 適切な対応

(1) 基本的な考え方

- ・ 被害児童、通報児童を守る
- ・ 児童の人格形成に主眼を置いた指導
- ・ 担任一人でなく、組織的に対応
- ・ 双方の言い分、きっかけ等を丁寧に聞き取る。

- ・ 必要に応じ、関係機関・専門機関と連携する。

(2) いじめ発見・通報を受けての対応

- ・ 校内の「いじめ防止対策委員会」への報告
- ・ 担任、くらし創りコーディネーターが行う、関係者からの情報収集と事実確認
- ・ 事実確認の結果を保護者に連絡
- ・ 事実確認の結果を市教育委員会に報告
- ・ 経過を家庭と学校双方で見守る。
- ・ 被害児童への対応及びその保護者への支援
- ・ 加害児童及びその保護者への対応

(3) 再発防止に向けた集団への働きかけ

- ・ 自分事としてとらえさせる学級指導
- ・ 全員で根絶しようという意識づけ
- ・ 互いに声を掛け合う集団づくり

5 いじめの重大事態（生命・心身・財産への重大な被害、長期登校できない状況）発生時の対応

- (1) 疑いがある時点で、市教育委員会に報告し、指導を受けて対応する。
- (2) 必要な調査を速やかに行う。
- (3) 調査結果を市教育委員会と被害側児童・保護者に報告する。
- (4) 調査結果を踏まえ、必要な措置を実施する。
- (5) 保護者説明会等による学校関係者への説明と協力依頼する。
- (6) 再発防止策をまとめ、教職員全員で全力を挙げて再発防止に取り組む。

【重大事態対応フロー図】

教育委員会へ重大事態の発生を報告(校長)



教育委員会が調査の主体を判断 → 教育委員会が調査主体となる場合が有

学校が調査主体と判断され指示された場合

☐ 校内に重大事態の調査組織「いじめ調査委員会」設置



※組織の構成については専門的知識を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

☐ 事実関係を明確にするための調査を実施



※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

☐ いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供



※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
※調査にあたって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

☐ 調査結果を教育委員会に報告



※要請があれば、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査報告書に添付する。

☒ 調査結果を踏まえた必要な措置



※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
※再発防止に向けた取組の検証を行う。

6 取り組みに対する評価と見直し

- (1) 学校評価項目に加えての適正な評価
- (2) 「いじめ防止対策委員会」による改善策の検討